

人権啓発冊子

ひまわり

テーマ

「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)」

第24集



はじめに

人にはそれぞれ生き方があり、
誰もが自分らしく生きる権利をもっています。
今回のひまわりのテーマは、「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)」です。
「性のあり方」は多様であり、一人一人に目を向けることが大切です。
すべての人が大切にされ、共に生きる社会を目指すため、
一緒に学び、考えましょう。

もくじ

多様な性	P2
性はグラデーション	P3・4
当事者が直面している困難	P5
体験談	P6
セクシュアル・マイノリティへの差別をなくすために	P7・8
セクシュアル・マイノリティに関することば	P9
相談一覧	P10

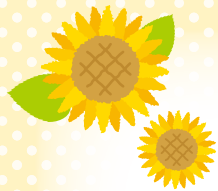
性は人それぞれです。

「男性」は、男性の特徴のある身体をもち、社会では「男性らしい」行動をし、女性に関心を持つ。

「女性」は、女性の特徴のある身体をもち、社会では「女性らしい」行動をし、男性に興味を持つ。

それだけが正常であり、そこからはずれるものは異常だと考えられてきました。

しかし、人間を単純に二つのパターンにわけ、それだけを認めてそれ以外を排除してしまう考え方は、これにあてはまらない人々が人知れず苦しむ背景となっています。



多様な性



そもそも性別とは何でしょう?単純に「男」「女」のどちらかでしょうか?
まずは「性」について考えてみましょう。

♡ 性の3要素



1 身体性の性

生まれながらの、生物学的な性のこと。
内・外性器、染色体、遺伝子などによって判断される。



2 心の性

自分自身が認識している、自分の性別(性自認)のこと。



3 好きになる性

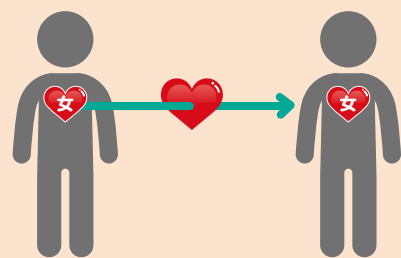
恋愛感情、性的な興味がどの人に向くか。

「身体性の性」と「心の性」は一致していて当たり前と思っているかもしれませんが。
しかし、実際には自分の「身体性の性」に違和感を感じている人や、同性を好きな人、性別にこだわらない人など性のありかたは多様です。

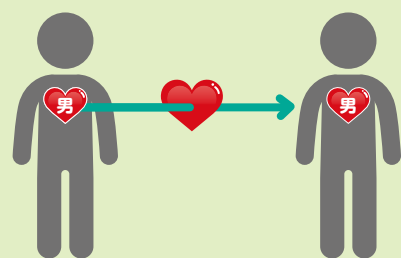
これらの多様な性を生きる人のことは
「セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)」と呼ばれます。一般的に自分の性に違和感がなく、異性を愛する人の方が多いことからこのように呼ばれています。



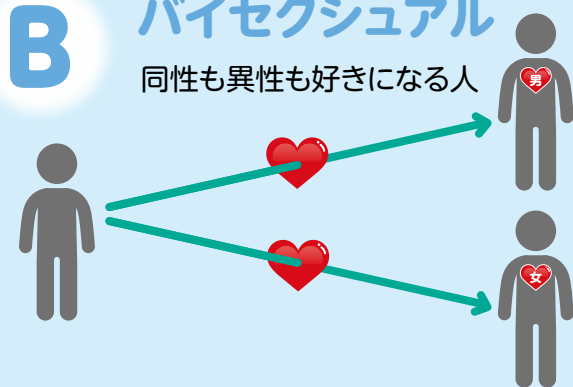
L レズビアン
女性として女性が好き
(性自認:女、好きになる性:女)



G ゲイ
男性として男性が好き
(性自認:男、好きになる性:男)



B バイセクシュアル
同性も異性も好きになる人



T トランスジェンダー
「身体の性」と「心の性」が
一致しない人

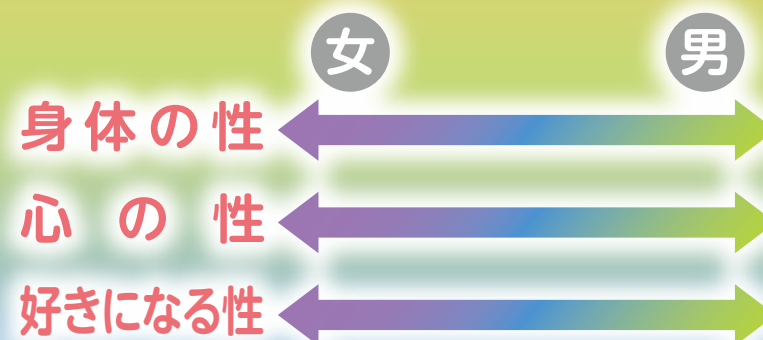


LGBT

LGBTは、四つの単語の頭文字から
作られた言葉です。

LGBTはセクシュアル・マイノリティを
総称する語として近年使われていますが、
この分類にのみ限定されるものではありません。

あなたなら、どこに 印をつけますか？
みんな印がつく箇所は違います。



★LGBTは身近な存在

「電通ダイバーシティ・ラボ」が全国約7万人を
対象に行った調査によると、7.6%の人がLGBT
であるという回答結果でした。

これは決して少ない数字ではなく、私たちの
身近な存在であることを現しています。

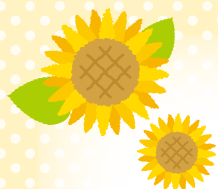
13人に1人が
LGBT



★性はグラデーション

グラデーションとは、色の濃淡や明暗をあら
わすことばです。性も男と女の2色だけでなく
様々なカタチがありグラデーションです。

「男」「女」だけでなく、性のあり方は一人一人
異なります。



当事者が直面している困難



子どもの抱える困難

自分を 受け入れられない

- 自分がLGBTであることに気づいても自分を受け入れられない。

日常生活が難しい

- 制服、髪型、ランドセルの色
- 異性愛の恋愛話し
- 宿泊を伴う学校行事
- 男女別の空間 (トイレ、更衣室など)

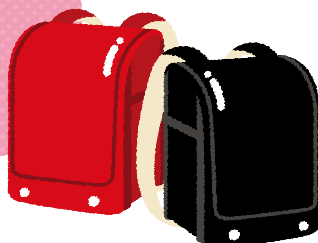


自分の将来を イメージできない

- 身近に大人の当事者がいない(少ない)ので、大人になったときの自分が想像できない。
- LGBTについての正しい情報が得にくく孤立しがちで、どのように生きればいいのか分からない。

自分を出せない

非難されることを恐れて、好きなものごとを素直に言えない。
嘘をついて「ふつう」を装ってしまい、ストレスがたまる。



LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)

「いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン」による調査

LGBT当事者およびそうかもしれないと思っている10歳～35歳を対象にしたインターネット調査によると、

「身体的暴力」「言葉による暴力」「無視・仲間はずれ」のいずれかを経験……………68%

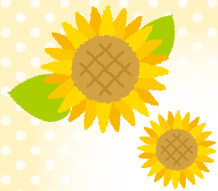
そのうち

「自殺を考えた」……………32%

「わざと自分の身体を傷つけた(リストカットなど)」……………22%

という結果でした。

**セクシュアル・マイノリティに対する差別は
「命」にかかわる重大な問題です。**



体験談



子どもだけでなく、大人の当事者も生きづらさを感じています。

当事者の人たちは、どのような悩みを抱え、
どのようなことを体験しているのでしょうか。

仲のいい同僚にカミングアウトしたら、翌日には職場中に噂が広まっていて、面
と向かって「お前、ホモなんだって?」と言われて。仕事にも身が入らず、そのうち、
「いじめ」が始まり、とうとうそこで働き続けることができなくなった。

(30代ゲイ)

※『職場のLGBT読本』(実務教育出版刊)P.124より引用

今の日本で、企業でバリバリ活躍するレズビアンの人っているんでしょうか?
私は将来、男性と結婚なんて絶対しないし、ずっと働いていくつもりだけど、いったい
どんな職種でどんな可能性があるのか、まるで見えない。夢を思い描けないんです。

(就職活動中の21才レズビアン)

※『職場のLGBT読本』(実務教育出版刊)P.134より引用

性別変更について社内の理解は得られたものの、やはり、女性用の更衣室やト
イレに入るのは、勇気がいる。

(30代、MTFトランスジェンダー)

※『職場のLGBT読本』(実務教育出版刊)P.138より引用

※「MTF」(MtF)→9ページ参照

セクシュアル・マイノリティへの差別をなくすために

差別をなくすために、わたしたちができることについて

① 知る・気づく ② 考える ③ 行動する の3ステップで考えてみましょう。

① 知る・気づく

まずは、セクシュアル・マイノリティについて正しく「知り」、当事者の存在や悩みに「気づく」ことが大切です。

「性はグラデーションであり、多様である」
「LGBTは身近な存在である」

テレビの情報やうわさに惑わされることなく、
正しい知識を身に付けることが大切です。

- ニューハーフ:接客などで職業として女性を演じている人
- おなべ:女性に生まれながら、男としてバーやクラブでの接客業に従事する人
- おねえ、女装家:「女性の容姿」をしたい男の人

また、「ホモ」「レス」「おかま」「ニューハーフ」「おなべ」「おねえ」は、差別的に使われることが多く、当事者が不快に感じることもあります。他人に対してこれらのことばを使うことは好ましくありません。



同性婚に対する取組

現在オランダ、スペイン、カナダ、フランス、イギリスなど、約20カ国で同性間での婚姻、パートナーとなることを認められています。

日本では、法律的に認められていませんので、手術の立会いや借家契約ができないなど、同性カップルにとって様々な不便が生じています。

しかし、東京都渋谷区では、同性カップルにパートナーシップ証明書を発行するなど、不便の解消に一步踏み出しました。また、企業においても支援の取組が少しずつ始まっています。

② 考える

当事者の生きづらさについて考えてみましょう。

社会のセクシュアル・マイノリティに対する否定的なイメージや「男らしく」「女らしく」という性別における役割の押し付けに当事者は生きづらさを感じています。

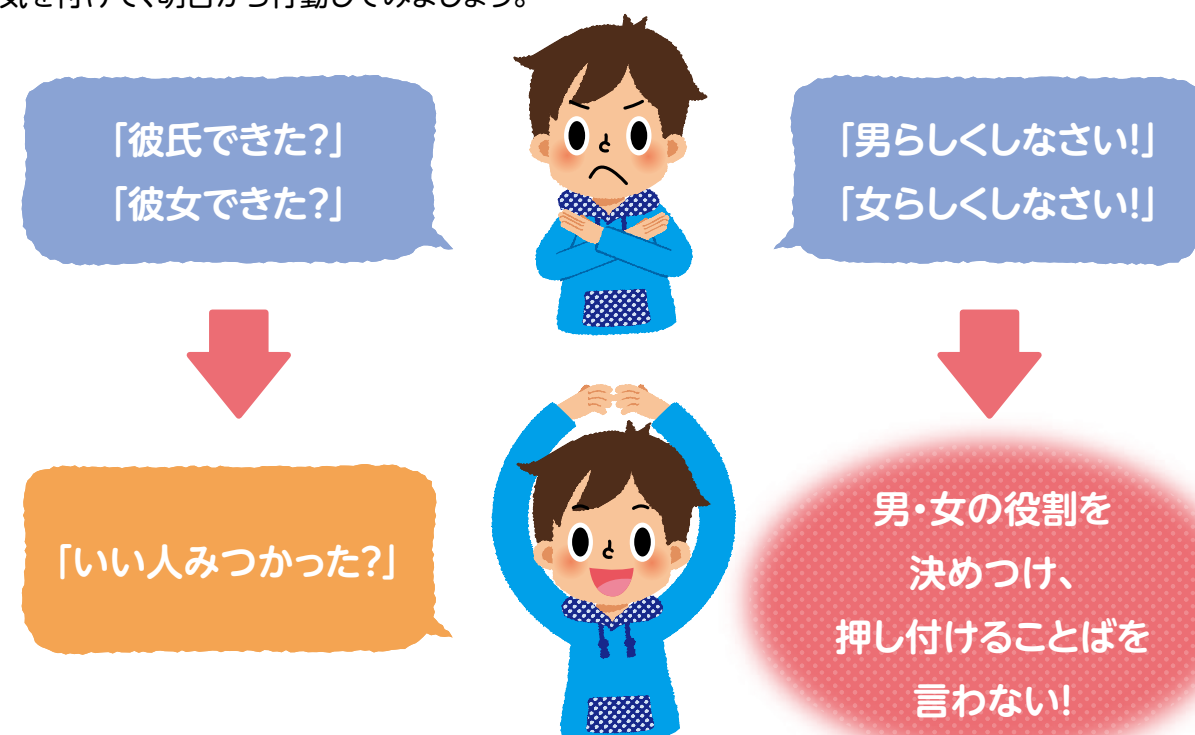
社会的な性別規範にとらわれないことは、LGBTにかかわらず、すべての人が自分らしく生きるために必要なことです。

セクシュアル・マイノリティに関する書籍や、体験談(6ページ)を読むことで、当事者の思いにふれてみましょう。

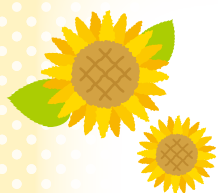


③ 行動する

日常で使っているささいな発言により、当事者を傷つけることがあります。ちょっとした言葉づかいに気を付けて、明日から行動してみましょう。



学んだ正しい知識を他の人に伝えることも、明日からできる明るい社会への第一歩です。



セクシュアル・マイノリティに 関することば



GID	gender identity disorder (性同一性障害) 医学的な疾患名。身体の性別に不快感、違和感をもち、身体を変え、反対の性で生きることを強く望む。
FtM	Female to Male 身体は女性として生まれ、性自認が男性の人(男として生きる、生きたい人)
MtF	Male to Female 身体は男性として生まれ、性自認が女性の人(女として生きる、生きたい人)
FtX, MtX	Female to X, Male to X 身体は女(男)性として生まれ、どちらでもない性別として生きる人、生きたい人
クエスチョニング	Questioning 特定の枠に属さない、わからない、典型的な男性・女性ではないと感じる人。
アセクシュアル	A sexual 性愛の対象を持たない、または性的欲求そのものがない人。
カミングアウト	自分のセクシュアリティを自分の意思で他人に伝えること。
アライ	Ally 性的少数者を理解、応援する人のこと。
ストレート	性的多数者のこと。

※セクシュアル・マイノリティに関することばは、このページに記載されていることばだけではありません。

もしあなたが「カミングアウト」を受けたら…、

★まず打ち明けてくれたことに「ありがとう」と伝えましょう。

★否定をせず、あなたを信頼した気持ちを受け止めましょう。

★当事者が「どうしたいか」は、人によって違います。本人が何を望んでいるかをしっかり受け止め、寄り添うことが大切です。



レインボー



6色の虹色は、多様な色が混ざることなく共存していることから、性の多様性を象徴するものとして、性的少数者の誇りを示し、また、性的少数者を応援するシンボルカラーとして世界中で使われています。

ひとりで悩まずに、相談してください。

相談窓口一覧

性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)に関する相談

名 称	内容など	相談番号など	備 考
NPO法人 LGBTの家族と友人をつなぐ会	性的マイノリティの本人・家族・ 周りの人たちの悩みや心配ごとの相談	メールによる相談受付 fukuoka@lgbt-family.or.jp	ウェブサイトアドレス http://lgbt-family.or.jp/
一般社団法人 gid.jp日本性同一性障害と 共に生きる人々の会九州支部	性同一性障害に関する悩み全般、 関係機関紹介、学校などへの説明補助	メールによる相談受付 info-kyushu@gid.jp	ウェブサイトアドレス http://gid.jp/
よりそいホットライン	悩みごと相談 性別や同性愛に関わる悩みについて 専用の回線あり。	TEL:0120-279-338 ※通話料金はかかりません。	24時間いつでも可。 音声ガイダンスが流れます。 性別、同性愛に関する相談は[4]番をプッシュ。

こどものためのなやみ相談

名 称	内容など	相談番号など	備 考
チャイルドライン	18さいまでのこどもがかげられるでんわ。 うれしいこと、楽しいこと、悲しいこと、 さみしいこと、どんなことでも話せます。	TEL:0120-99-7777 ※通話料金はかかりません。	月曜～土曜 16:00～21:00
子どもの人権110番	いじめ、体罰、不登校など。 ※おとなも利用可能です。	TEL:0120-007-110 ※通話料金はかかりません。	月曜～金曜 8:30～17:15

子ども・子育てに関する相談

名 称	内容など	相談番号など	備 考
子ども・子育て相談 (家庭児童相談室)	子ども(18才未満)自身からの相談や、 保護者の子育てに関するあらゆる相談	TEL:092-584-1015 FAX:092-584-7739	月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30～18:00 ●Eメールでの相談 ko_sodan@city.kasuga.fukuoka.jp 所在地:春日市須玖南2-120 すすくプラザ内
福岡児童相談所	子ども(18才未満)の養育、心身障がい、 非行、不登校児、里親、しつけなどの相談	TEL:092-586-0023 児童虐待全国共通ダイヤル 189	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ※開所時間以外の夜間や休日等は、電話による 相談や通告を受け付けています。 所在地:春日市原町3丁目1-7

思春期相談

名 称	内容など	相談番号など	備 考
思春期精神保健福祉相談 (筑紫保健福祉環境事務所)	不登校、引きこもりなど思春期に起こる 問題に関する相談。 専門の医師が、面接で相談に応じます。	TEL:092-513-5585	毎月第4金曜日 13:00～15:00 ※予約制 所在地:大野城市白木原3-5-25
福岡県精神保健 福祉センター	不登校、引きこもりなど思春期に 起こる問題に関する相談。	TEL:092-584-7500	月～金曜日(土日、祝日を除く) 8:30～17:15

その他人権に関する相談

差別・いじめ・暴力・虐待・名誉毀損・家庭内のもめごと・セクハラ・ストーカー等人権侵害に関すると思われる相談

名 称	内容など	相談番号など	備 考
みんなの人権110番 (法務局)		TEL:0570-003-110	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
※インターネットによる 人権相談受付窓口(法務局)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html		
定例人権相談	春日市人権擁護委員による面談	日時:毎月第1火曜日 10:00～15:00 問い合わせ先:春日市人権政策課 092-584-1201	場所:春日市役所

人権啓発冊子

ひまわり

第24集

発行／春日市 地域生活部 人権政策課

春日市男女共同参画・
消費生活センター じよなさん



〒816-0806 福岡県春日市光町1丁目73番地

TEL:092-584-1201

FAX:092-584-1181

メール: jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp

春日市ウェブサイトでも人権啓発冊子「ひまわり」を閲覧できます。

<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>

2015年(平成27年)12月



ひまわり

花言葉(献身)が「人権」のイメージに
合うことや、太陽に向かって成長して
いくところが子どもたちの心身の成長
の姿と重なることなどから、人権のシン
ボルとされています。